

[後期第9問]

甲ビルは、令和2年9月に竣工された、東棟・西棟で構成され、それぞれ地上30階・地下10階建ての複合ビルである。令和3年12月現在、同ビル東棟は、地上5階から30階は住居、地下3階から地上4階は生活必需品を扱う商店や飲食店などの商業施設並びに幼稚園といった保育施設、地下10階から地下2階は駐車場・避難施設等として使用されており、地上1階及び地上5階には、同ビルを管理する管理センターや警備室があった。同ビル西棟は、東棟と同じ階に管理センターと警備室がある他、全て商業施設として使用されていて、服飾専門店・高級飲食店などが入居しており、地上5階には東棟と西棟を繋ぐ30m程度の通路があった。同ビルは、全体的に最新の不燃性素材が使用された他、エレベーターやエスカレーター・非常階段及び上記連結通路には耐火性の高い素材で作られた隔壁が設置されていることや、スプリンクラーといった消火設備を完備するなど、徹底的な火災防止措置が施されている建物であったため、仮に建物内のどこかで火災が発生したとしても、他の階・棟に火災が及ぶ危険性は極めて低かった。そして、西棟の商業施設は22時になると全て閉店し、同時刻から朝8時までは東棟の管理センターが西棟も管理・監視することから管理センター及び警備室も無人となる為、22時が過ぎると西棟は無人状態となるが、東棟は地上4階に0時まで営業する保育園があり、保育園の保育士はその隣室及び地上5階で生活をしていた。

Xは、甲ビルを所有していた乙株式会社(以下「乙社」)の株主で、株主優待の一環として、甲ビルに優先的に入居する権利が与えられていた。しかし、Xはそれを「株主なら絶対に入居できる」と錯覚していたところ、令和3年10月に、乙社に対して甲ビル東棟の地上10階の一室に入居申請をしたが、既に満室であった為、入居することが出来なかった。Xは憤慨し、自分以外の者が甲ビルに入居するのは納得できないという理由から、甲ビルを燃やすことを企てた。

令和3年12月某日23時、Xは、ガソリン70Lとライターを用意し、甲ビル西棟地上5階の非常階段から1階にかけてガソリンを撒き、1階で火を放った。階段があった部分には隔壁が少なかったことから、地上5階の連結通路付近まで燃え上がったが、そこにあった火災報知器がこれを感じ、出動した消防隊の消火活動により消火された。Xが放った火は、最終的に甲ビル西棟の非常階段部分地上1階から7階、並びに連結通路の西側約10mの部分と隔壁を損壊した上、連結通路にあった内部装飾(木造像・絵画等)が燃え、そこから煙が発生し、東棟の保育園にいた保育士及び園児がこれを吸い、一時的な肺障害を罹患した。なお、Xはビル内に人がいても構わないと考えていた。

以上の事実関係の下、Xの罪責を検討せよ。なお、罪責は刑法典上のものに限る。

参考判例：最決平成元年7月14日刑集43巻7号641頁、最決平成元年7月7日判時1326号157頁